

## 明治から昭和期にかけての漢字施策等と「障」「害・碍・礙」について

明治 33 年 8 月 小学校令施行規則中教授用漢字に関する規定（文部省令第 14 号 1,200 字）  
「害」「障」

大正 12 年 5 月 常用漢字表（臨時国語調査会 1,962 字（実字数 1,960 字））  
（漢字制限の立場から、国民教育及び国民生活における漢字の負担を軽減しようとするもの。）  
「害」「障」

大正 15 年～昭和 3 年 漢語整理案（臨時国語調査会「官報」附録雑報 大正 15 年 12 月 15 日）  
（「常用漢字の実行を円滑ならしめ、ひいて国語の健全なる発達を促さんがため、常用漢字と仮名とを用いて文章を書き綴り得るように漢語を整理したもの」）  
「障碍（礙）→ 障害」

昭和 17 年 6 月 標準漢字表（国語審議会答申 計 2,528 字）  
常用漢字（「国民の日常生活に関係が深く、一般に使用の頻度の高いもの」 1,134 字）  
「害」「障」  
準常用漢字（「常用漢字よりも国民の日常生活に関係が薄く、また一般に使用の程度も低いもの」 1,320 字）  
「碍」  
特別漢字（「皇室典範，帝国憲法，歴代の天皇の御追号，国定教科書に奉掲の詔勅，陸海軍軍人に賜はりたる勅諭，米国及英国に対する宣戦の詔書の文字で，常用漢字，準常用漢字以外のもの」 74 字）  
「礙」

昭和 21 年 11 月 当用漢字表（内閣告示・訓令 1,850 字）  
（「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で，使用する漢字の範囲を示したものの」）  
「害」「障」

昭和 23 年 2 月 当用漢字別表（内閣告示・訓令 881 字）  
（「当用漢字表の中で，義務教育の期間に，読み書きとともにできるように指導することが必要であると認めたもの」）  
「害」

昭和 29 年 3 月 **法令用語改正例** (国語審議会)

(「法令は一般国民の守るべき規則を定めたものでありますから、その用語は国民教育の線にそったものであり、かつ国民に理解しやすいものであることを要することはいうまでもありません。また、その用語のいかんは、公用文・新聞雑誌その他一般文書に及ぼす影響もはなはだ大であります。)

「当用漢字表、同音訓表にはずれた部分を、それぞれ一定の他の漢字に改めて書く」)

「障碍 → 障害」

昭和 31 年 7 月 **同音の漢字による書きかえ** (国語審議会報告)

(「当用漢字の適用を円滑にするため、当用漢字表にない漢字を含んで構成されている漢語を処理する方法の一つとして、表中同音の別の漢字に書きかえる。」)

「障碍 → 障害」

昭和 43 年 7 月 **小学校学習指導要領 学年別漢字配当表 備考漢字** (115 字)

(当用漢字別表の 881 字に加え、「読み先習」の考え方にに基づき、6 年生で読みを学習する漢字を当用漢字表の中から選び、備考漢字として追加。)

「障」

昭和 56 年 10 月 **常用漢字表** (内閣告示・訓令 1,945 字)

(「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」)

「害」「障」

平成 22 年 11 月 **常用漢字表** (内閣告示 2,136 字)

「害」「障」